

「今後の情報の収集・整理・分析等の具体的内容」の留意事項

有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）における令和8年度委員会報告に向けては、

- ・令和5年1月12日に開催された委員会において、「有明海・八代海等総合調査評価委員会での今後の審議の進め方」及び「水産資源再生方策検討作業小委員会及び海域環境再生方策検討作業小委員会の所掌事務及び作業分担について」を、
- ・同年2月13日に合同で開催された水産資源再生方策検討作業小委員会（以下「水産小委員会」という。）及び海域環境再生方策検討作業小委員会（以下「海域小委員会」という。）において、「小委員会の作業方針について」及び「小委員会における今後の情報の収集・整理・分析等の方向性について」を決定した。

両小委員会の作業に当たっては、上記決定及び、同年12月8日に合同で開催される水産小委員会及び海域小委員会の「今後の情報の収集・整理・分析等の具体的内容（資料2-1及び資料2-2）」に基づき進めるが、情報の収集・整理・分析の体制、分担及び手順については、次のことに留意のうえ、適宜修正を加えながら進めることとする。

（1）情報の収集・整理・分析の体制、分担、手順について

1）情報の収集・整理・分析を実施するにあたっては、次の体制、分担、手順で実施する。

①事務局において、両小委員会での審議に必要な情報を収集し、整理・分析を実施して、小委員会に提示する資料を作成する。その際、事務局は委員長及び小委員会委員長（以下「3委員長」という。）と調整の上、必要に応じて、関係省庁及び関係県に対する調査結果等の資料提出や、知見を有する委員（臨時委員、専門委員を含む）に対する情報の提供や情報の整理・分析を依頼する。

②事務局は、①において収集・整理・分析した結果に基づく資料を小委員会に提示する。また、事務局は3委員長と調整の上、必要に応じて、関係省庁、関係県及び知見を有する委員に対して、小委員会における説明等を依頼する。

小委員会の審議においては、提示された資料の妥当性・合理性を確認し、必要な場合には修正等の指摘を行い、また今後の作業について示唆を与える。

③委員会では、小委員会における審議結果を踏まえ、審議する。また、事務局は委員長と調整の上、必要に応じて、関係省庁、関係県及び知見を有する委員に対して、委員会における説明等を依頼する。

委員会の審議においては、小委員会の審議結果の妥当性・合理性を確認し、必要な場合には修正等の指摘を行い、また今後の作業について示唆を与える。

2）水産小委員会、海域小委員会の相互に関連する内容（例：漁場環境、海域

環境)については、「有明海・八代海等総合調査評価委員会での今後の審議の進め方」の「3. 審議等の体制」に基づき、両小委員会相互で委員のオブザーバー参加や合同開催により議論の共有・連携強化を図る。

情報収集・整理・分析を実施するにあたっては、1)の手順に沿って実施するが、以下の手順①を追加する。また、両小委員会における審議については、手順②を補足する。

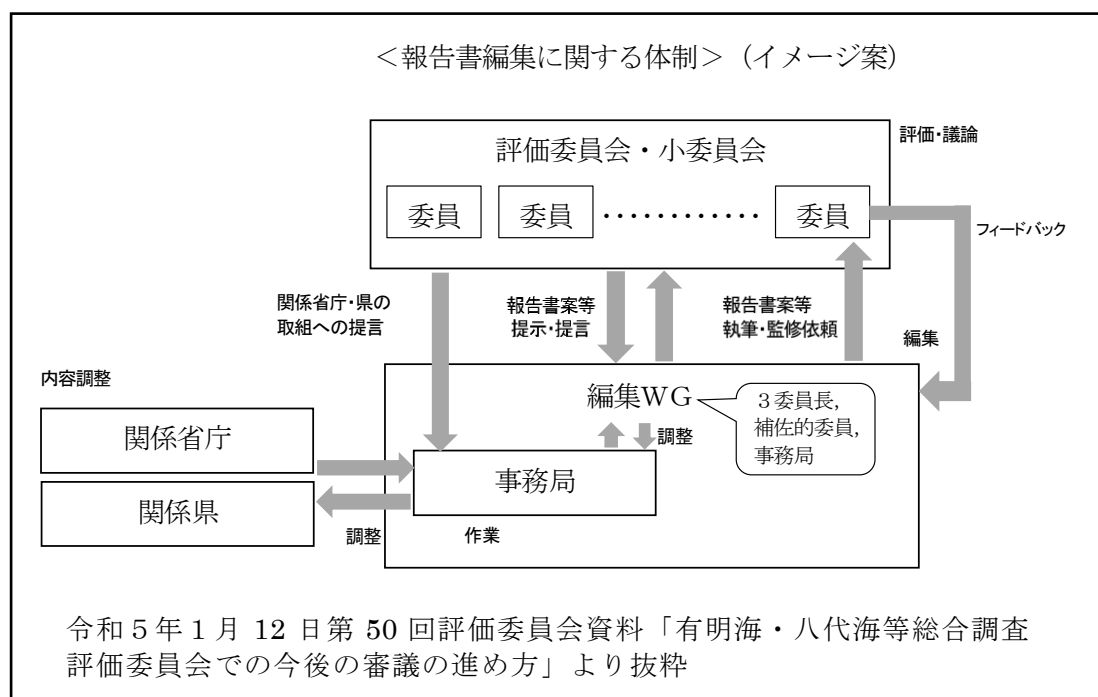
- ① 1) ②において、事務局が情報を収集・整理・分析した結果に基づく資料を小委員会に提示する際に、他の小委員会が主に担当する内容に関する資料も含め、提示する。その際に、それぞれの小委員会に期待する整理・分析の分担や視点・方針を事務局から示す。
- ② それぞれの小委員会において、それぞれの分担・視点を踏まえて、事務局から提示された情報の整理・分析の結果に基づく資料について審議する。それぞれの小委員会における審議の状況・結果については、事務局が両小委員会で随時共有し、必要な調整を行う。必要に応じて、両小委員会の合同開催などにより、合同で整理・分析を進める。

3) 委員の役割は、

- ・編集 WG (※) からの依頼があった場合において、知見を有する項目についての情報の提供、整理、分析を実施
- ・事務局が情報の収集・整理・分析を実施した結果に基づく資料に対する内容の確認、意見提出

※編集 WG

「有明海・八代海等総合調査評価委員会での今後の審議の進め方」の「3. 審議等の体制」に基づき今後編成する「報告書の編集に係る WG (3 委員長、補佐的委員、事務局)」



4) 3) の委員に情報の提供、整理、分析の作業を依頼する場合は、今後、編集 WG（発足までの間は 3 委員長）、依頼先となる個別の委員とも相談して決定していく。

(2) 情報の収集・整理・分析の進め方について

- ・データについては、これまでに収集したものも活用し、できるだけ長期データを収集し、分析を実施する。

(3) 情報の収集・整理・分析の対象及び内容について

- ・新たな項目である社会経済情勢については、「今後の情報の収集・整理・分析等の具体的内容」を踏まえ情報収集を進めるとともに、他に得られる視点がないか検討する。
- ・このほか、委員から収集すべきとの御意見があった情報については、収集の可否を今後検討する。